

議案第五十一号

三朝町上水道事業給水条例の制定について

次のとおり三朝町上水道事業給水条例を制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十五年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和三十五年参月参日原案可決

三朝町議會議長牧田禎



三朝町条例第 号

三朝町上水道事業給水条例

第一章 総 則

(目的)

第一条 この条例は、水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第十四条第一項の規定に基づき、上水道事業の給水について料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(給水区域)

第二条 上水道事業の給水区域は、次の区域とする。

三朝町大字余戸・片柴・砂原・三朝・山田・横手・大瀬（三朝高原を含む。）

(給水装置の定義)

第三条 この条例において「給水装置」とは、需要者に浄水を供給するため町長（以

下「管理者」という。)の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第四条 給水装置は、次の三種類とする。

- 一 専用給水装置 一世帯(戸)又は一箇所専用するもの
- 二 共用給水装置 二世帯(戸)又は二箇所以上で共用するもの
- 三 私設消火栓 消火の用に使用するもの

## 第二章 給水装置等の工事及び費用

(給水装置等の申し込み)

第五条 専用給水装置、共用給水装置及び私設消火栓(以下「給水装置等」という。)の新設・増設・改造又は廃止(撤去)しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(工事費用の負担)

第六條 給水装置等の新設・増設・改造又は撤去等に要する費用は、すべて申込者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、管理者においてその費用を負担することができる。

2 新設又は臨時的給水施設の申込者は、別表一の区分により工事負担金を申し込みと同時に納付しなければならない。

(工事の施行)

第七條 給水装置等の新設・増設・改造又は撤去の設計及び工事は、管理者が施行する。ただし、止水栓以下の給水装置等の設計及び工事は、管理者の選定と認められた者が施行することができる。

2 前項ただし書の規定により、管理者の選定と認められた者が設計及び工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査及び材質検査を受け、工事後に管理者の工事検査をうけなければならない。

(工事費の算出方法)

第八條 管理者が施行する工事費用は、次の合計額とする。

- 一 材料費
- 二 運搬費
- 三 労務費
- 四 道路復旧費
- 五 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前二項に規定する工事費の算出に關し必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費の予納)

第九条 管理者に給水装置等の工事を申し込む者は、設計によつて算出した工事費の概算額を予納しなければならぬ。ただし、管理者がその必要がないと認めたる工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゆん工後に精算する。

(給水装置等の所有権)

第十条 給水装置等の所有権は、第六条第二項の申込者の所有とする。ただし、配水管から量水器の直近バルブ（止水せんを含む）までの装置は特別の場合を除くほか、管理者に帰属する。

（給水装置の所有権の移転）

第十一条 給水装置等の所有権を移転しようとする者は、管理者の承認を受けなければならぬ。

2 所有権を移転しようとする者は、その移転しようとする給水装置等に関する給水使用料、工事費及び滞納金を完納するまで所有権を移転することができない。

（工事費の未納の場合の措置）

第十二条 管理者が施行した給水装置等の工事費を、工事申込者が指定期限内に納付しないときは、管理者はその給水装置等を撤収することができらる。

2 前項の規定により、管理者が給水装置等を撤収する場合における必要経費は、申込者の負担とする。

3 工事申込者は、徴収した資材の見積額を未納金に充当して、なお、未納金があるときは、管理者にその不足額を支払はなければならない。

(給水装置等の変更等の工事)

第十三条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によつて、給水装置等に変更を加える工事を必要とするときは、当該、給水装置等の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。ただし、工事費は管理者の負担とする。

第三章 給 水

(給水の原則)

第十四条 給水は非常災害、天災、水道施設の損傷又は公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例による場合のほか、別当又は停止してはならない。

2 前項の規定による給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

3 前二項の規定による給水の制限又は停止により損害を生ずることがあつても、管理者はその責を負わない。



(給水の申し込み)

第十五条 給水の申し込みをしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置等の所有者の代理人)

第十六条 給水装置等の所有者が、町内に居住しないとき、又は管理者が必要と認めるときは、給水装置等の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を置かなければならない。

(代理者の選定)

第十七条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため代理者を選定し、管理者に届け出なければならない。

- 一 給水装置等を共有する者
- 二 給水装置等を共用する者
- 三 その他管理者が必要と認めたる者

2 管理者は、前項の規定による代表者を不適當と認めるときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第十八条 給水量は管理者の定める水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 メーターは給水管に設置し、その位置は、管理者が定める。

(メーターの貸与)

第十九条 メーターは、管理者が設置し給水装置等の所有者、代理人及び代表者(以下「水道使用者等」という。)が保管しなければならない。

2 前項の規定による保管者は、最善の注意をもつてメーターを保管しなければならない。

3 保管者が、前項の規定による管理義務を怠つたためメーターを亡失し、又はき損した場合はその損害を弁償しなければならない。

(水道の使用、中止、変更等の届出)

第二十条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- 一 水道の使用をやめるとき。
- 二 消防演習に消火せんを使用するとき。
- 2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに管理者に届け出なければならない。
  - 一 水道使用者等の住所又は姓名に変更があつたとき。
  - 二 給水装置の所有者に変更があつたとき。
  - 三 火災に水道を使用したとき。

(消火せんの使用)

第二十一条 消火せんは、火災又は消防演習のほか使用してはならない。

2 消火せんを、消防演習に使用するときは、管理者が指定する職員の立合を要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第二十二條 水道使用者等は、水が汚染又は漏水しないよう給水装置等を管理し、異常があるときは、直ちに管理者に届け出なければならぬ。

2 前項において修繕を必要とするときの費用は、水道使用者等の負担とする。  
ただし、管理者が必要と認めるときは、これを徴収しないことがある。

3 第一項の管理義務を怠つたため生じた損害は、水道使用者等の負担とする。  
(給水装置等及び水質の検査)

第二十三條 管理者は、給水装置等又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があつたときは、検査を行ないその結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費を請求者から徴収する。

#### 第四章 料 金

(料金の支払義務)

第二十四條 水道料金(以下「料金」という。)は、水道使用者等から徴収する。

(料金)

第二十五条 料金は、第十八条ただし書を除くほか、すべて口経別料金とし、別表二のとおりとする。

2 メーターの貸付料金は、別表二のとおりとし水道使用者等から徴収する。

3 料金及びメーター貸付料金は、毎月徴収する。

(料金の算定)

第二十六条 料金は、毎月二十五日から月末まで（以下「定例日」という。）にメーターを点検し算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、定例日以外の日にて点検を行なうことができる。

(使用水量の認定)

第二十七条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用水量を認定する。

- 一 メーターに異常がもつたとき。
- 二 使用水量が不明のとき。

2 前項の規定による認定の基準は、前三か月の使用水量及び前年同期の使用水量

その他の事情を考慮して認定するものとする。

(特別の場合における料金の算定)

第二十八条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金

の算定方法は、次のとおりとする。

一 該当月の一日から十五日までの間に使用をやめたときは、基本料金の二分の一の額を、使用水量が基本水量の二分の一を越えるときは、その越えた水量に對する超過料金(別表二)の額を合せて算定する。

二 該当月の十六日から末日までの間に使用をやめたときは、一か月分として算定する。

三 該当月の一日から十五日までの間に使用を開始したときは、一か月分として算定する。

四 該当月の十六日から月末までの間に使用を開始したときは、基本給水料金の二分の一の額を、使用水量が基本水量の二分の一を越えるときはその越えた水量に對す

る超過料金（別表二）の額を合せて算定する。

（料金の徴収方法）

第二十九条 料金は、納額告知書により毎月徴収する。ただし、水道使用者等が希望するときは、二か月以上まとめて基本料金のみ徴収することができる。

（手数料）

第三十条 手数料は、次の各号の区分により申込者から申し込みの際これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときはこの限りでない。

- 一 第七条第一項の規定による工事の設計 一件につき百五十円
- 二 第七条第二項の規定による材質検査 一回につき百円
- 三 第七条第二項の規定による工事しゅん工検査 一回につき三百円

（料金、手数料の軽減又は免除）

第三十一条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条則によつて納付しなければならぬ料金、手数料その他の費用を軽減又は免除する

ことができる。

## 第五章 管 理

### (給水装置等の検査)

第三十二条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置等を検査し、水道の利用者等に対し、適正な措置を指示することができる。

### (給水装置等の基準違反に対する措置)

第三十三条 管理者は、給水装置等の構造及び材質が水道法施行令（昭和三十二年政令第三百六十六号）第四条に定める基準に適合していないときは、給水を拒むことができる。

### (給水の停止)

第三十四条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者等に対し、その理由を継続する間、給水を停止することができる。

一 水道の利用者等が第六条第二項の規定による工事負担金、第八条の規定による工事費、第二十二條第二項の規定による修繕料、第二十五条の規定による料



金及び第三十条の規定による手数料を指定の期間内に納入しないとき。

二 水道の利用者等が正当な理由がなくて、第二十六条の規定による使用水量の点検及び第三十二条の規定による検査を拒み、又は妨げたとき。

三 給水せんを汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合において警告を発しても、なを、これを改めないとき。

四 使用中の給水装置等の構造及び材質が水道法施行令第四条に定める基準に適合しなくなつたとき。

(給水装置等の切離し)

第三十五条 管理者は、次の各号の一に該当する場合で、水道管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

一 給水装置等の所有者が九十日以上所在不明で、給水装置等の使用者がないとき。

二 給水装置等が、使用中止の状態にあり、かつ将来使用の見込みがないと認め

たとき。

(過料)

第三十六条 管理者は、次の各号の一に該当する者に対し一万円以下の過料を科することができる。

一 第五条の規定による承認を受けずに、給水装置等を新設、増設、改造又は廃止(撤去)した者

二 第二十二条第一項の規定による給水装置等の管理義務を怠りし者

三 第二十五条の規定による料金及び第三十条の規定による手数料の徴収を免れようとして偽りその他不正行為をした者

四 正当な理由がなく第二十六条の規定による使用水量の点検、第三十二条の規定による検査及び第三十四条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者

第六章 補 則

(委任)

第三十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和四十五年四月一日から施行する。
- 2 この条例施行の際、昭和四十五年三月三十一日以前における工事等の処理については、なお従前の例による。

別表一

工事負担金表

口	新設	増設	臨時施設	口
一三〇	一〇,〇〇〇円	五,〇〇〇円	二五,〇〇〇円	口
二〇〇	二〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	五,〇〇〇	変更
二二五	三〇,〇〇〇	一五,〇〇〇	七,五〇〇	新設の差額
三〇〇	四〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	
四〇〇	五〇,〇〇〇	二五,〇〇〇	一三,五〇〇	
五〇〇	六〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一五,〇〇〇	
六五〇	七〇,〇〇〇	三五,〇〇〇	一七,五〇〇	
七五〇	八〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	
一〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	二五,〇〇〇	

備考 この表における用語の意義は、次のとおりとする。

- 一 新設第五条の規定による新設申込み以前に給水装置の所有権を有しない者が申し込みをする施設をいう。
- 二 増設第五条の規定による新設申し込み以前から給水装置の所有権を有する者が申し込みをする施設をいう。
- 三 臨時施設建設工事その他の理由により、臨時に給水施設を必要とする者が申し込みをする施設をいう。
- 四 口径変更、現在使用中のメーターの口径をそれ以上に大きく変更しようとするものをいう。

別表二

給水料金表

口	基本水量	基本料金	超過料金 一立方メートルにつき	メーター貸付料金
一三ミリ	八立方メートル	一七〇円	二五円	三〇円
二〇	一五	五〇〇		七〇
二五	二五	八〇〇		八〇
三〇	三〇	一、〇〇〇		一〇〇
四〇	四五	一、五〇〇	二〇	一五〇
五〇	六五	二、〇〇〇		五五〇
六五	七五	二、五〇〇		六五〇
七五	一〇〇	三、〇〇〇		七〇〇
一〇〇	一六〇	五、〇〇〇		八五〇